

益城町 若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

No.	区分	質 問	回 答
1	助成対象	申請日時時点で亡くなっている助成対象者について、申請はできますか。	ご家族の方であれば、申請できます。 ご家族と助成対象者が住民票上異なる世帯の場合は、続柄が分かる書類をご準備いただきます。詳しくは、益城町保健福祉センターはぴねすまでご相談ください。(☎096-234-6123)
2	助成対象	具体的にどのような内容が助成の対象となりますか。	下記のようなサービスを想定しております。 ①訪問介護(身体介護中心、生活援助中心、通院等乗降介助) ホームヘルパーによる日常生活の介護や家事援助、通院等乗降介助 ②訪問入浴介護 入浴車を使用した入浴介助 ③福祉用具の貸与 手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置 ④福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉つえを除く)
3	助成対象	既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	他制度を利用したサービス等については、対象外となります。
4	助成対象	個人で加入している保険から給付を受けている場合、対象になりますか。	個人で加入している保険での給付有無は問いませんので、対象になります。
5	助成対象	訪問看護等で既に医療保険の給付を受けている場合は、対象外ですか。	医療保険の給付を既に受けた費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、この制度を利用することは可能です。
6	助成対象	サービスの提供事業者には指定はありますか。	指定はありません。

益城町 若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

No.	区分	質 問	回 答
7	助成対象	健全な介護者(同居者)がいた場合も、生活援助は対象となりますか。	対象となります。
8	助成対象	入院中に、在宅の準備のため購入したものは助成の対象となりますか。	対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば助成の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は助成の対象とはなりません。
9	助成対象	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、助成の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、この事業を利用することはできません。
10	助成対象	小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている場合、対象となりますか。	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、対象とはなりません。
11	助成対象	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象となります。
12	助成対象	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは助成対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸費用については、助成対象外となります。
13	手続き(全体)	申請はどのような流れになりますか。	原則、サービス等の利用前に申請が必要ですが、利用後の申請も可能です。 【利用前に申請を行う場合】 ① 交付申請(申請者→町) ② 交付決定の通知(町→申請者) ③ サービス等の利用(申請者) ④ サービス等の利用料の支払い(申請者) ⑤ 助成金の請求(申請者→町) ⑥ 助成金の交付(町→申請者) 【利用後に申請者が申請を行う場合】 ① サービス等の利用(申請者) ② サービス等の利用料の支払い(申請者) ③ 交付申請(申請者→町) ④ 交付決定の通知(町→申請者) ⑤ 助成金の請求(申請者→町) ⑥ 助成金の交付(町→申請者)

益城町 若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

No.	区分	質 問	回 答
14	手続き (全体)	手続きはいつまでに行う必要がありますか。	助成金の請求までを、サービス等を利用した日が属する月の翌月から起算して2年以内に行ってください。
15	手続き (全体)	どこで手続きすればいいですか。	益城町保健福祉センターはびねすで受け付けています。(益城町惣領1470番地) 窓口への来所が難しい場合は郵送でも受け付けますが、事前にご連絡ください。 (☎096-234-6123) ※益城町役場本庁舎(益城町宮園702番地)では受け付けていませんので、ご注意ください。
16	手続き (全体)	申請書類等に消えるボールペン(フリクション等)を使用してもいいですか。	消えるボールペンは使用しないでください。
17	申請	助成対象者本人以外が申請することはできますか。	対象者本人が身体の状態等により手続きできない場合、ご家族であれば申請出来ます。 その場合は、交付申請書にある「同意事項」を対象者に確認のうえ申請してください。
18	申請	申請後、利用資格等に有効期限はありますか。	有効期限はありませんが、サービス等の利用時点で益城町に住民票がある方が対象となります。
19	申請	医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	本人負担となります。
20	申請	医師の都合ですぐに意見書が準備できない場合、どうしたらよいですか。	やむを得ない場合のみ、申請の後に意見書を提出することができます。 この支援事業の利用開始日(助成対象となる日)は、意見書にある「判断年月日」以降になりますので、ご注意ください。
21	請求	助成金の請求者は誰ですか。	請求者は手続きを行う人です。 ただし、助成対象者と請求者が異なる場合でも、振込先は助成対象者名義の口座にお振込みします。 ※助成対象者がお亡くなりになられている場合は、益城町保健福祉センターはびねすまでご相談ください。(☎096-234-6123)
22	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	利用者の氏名、利用(購入)日、利用(購入)金額、サービス内容(品名)、領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。

益城町 若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

No.	区分	質 問	回 答
23	請求	領収書にサービス内容(品名)が書かれていない場合、どうすればよいですか。	対象の内容が確認するため、必ず記載が必要です。事業者に、サービス内容が分かる明細書などの発行を相談してください。
24	請求	インターネット(クレジットカード決済)で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	クレジット会社からの請求明細や、受注確認のメールをプリントアウトしたものなど、購入内容及び支払内容が確認できる書類を提出してください。
25	請求	領収書は原本が必要でしょうか。	原本が必要です。確認後にお返します。
26	請求	利用途中に助成対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の請求は可能でしょうか。	40歳の誕生日の前々日までの利用分が請求可能です。(誕生日の前日以降の費用は、この制度の対象となりません)。月単位で支払っているものに関しては、日割り計算となります。
27	請求	助成金額はいくらですか。	1か月当たりの利用合計額の10分の9または6万円のいずれか少ない方の額となります。1円未満の端数が発生した場合は、切捨てになります。
28	請求	振込までどれくらい日数がかかりますか。	請求から振込まで、おおよそ1か月程度です。 ①申請受付(書類がすべて揃った時点) ②町による審査 ③助成金の交付(不交付)決定通知書を郵送します。 ④助成金をお振込します。(③の前後です。記帳してご確認ください)